

2018年6月19日

関東地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際研修協力機構

### 技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

#### 1. 技能実習法令関連

- (1) 実習実施者の役員が、労働に関する法令に関して日本人労働者に対する不正の処分を受けた場合、欠格事由として技能実習計画の取消に該当し、同実習実施者では技能実習の継続ができなくなる。このようなケースでは技能実習生は他の実習実施者に移籍せざるを得ないが、移籍先が見つからない場合には帰国を余儀なくされる。技能等の移転による国際協力の推進という技能実習制度の目的に鑑み、技能実習生が技能実習を全うできるよう配慮が必要であるとの観点から、日本人のみに対する労働関係法令違反等、技能実習生に関わらない不正のみの場合には、欠格事由の適用は免除することをご検討いただきたい。
- (2) 監理団体の許可の申請後、実際に許可を得るまでに4ヵ月を要したケースがある。このようなケースでは、許可申請者は事業計画の変更等も余儀なくされ、経済的な負担等が発生する可能性がある。そのため、監理団体許可申請についても技能実習計画認定申請の場合と同様に、最初に受け入れる技能実習生の技能実習開始予定日の〇ヶ月前までに申請を行うようにといった申請の推奨期間を提示していただきたい。
- (3) 惣菜職種、ビルクリーニング職種等、技能実習3号における技能実習計画審査基準が公表されていない職種がある。全職種・作業での技能実習3号移行が可能となるよう、早期の公表をお願いしたい。
- (4) 技能実習生が途中帰国する場合や失踪した場合の監理団体の行うべき届出に関し、届出先は外国人技能実習機構の地方事務所・支所のみでよいのか、それとも地方入国管理局への届出が必要なのかについて明確でなく、

一部混乱が生じているため、運用要領等において明記していただきたい。

## 2. 外国人技能実習機構関連

### (1) 技能実習計画認定に関して

- ① 提出が必要となる計画認定申請書類等の簡略化と減量化を進めていただきたい。
- ② 計画認定申請の審査期間が入国希望日や移行予定までに終わらないケースがあるので、推奨期間内の提出分はその期間内で処理をしていただきたい。特に、2号への移行の場合、1号期間を渡過すると、技能実習生に待機期間が発生することにもなるので、円滑な審査に配慮いただきたい。
- ③ 技能実習計画認定書受領後の入国管理局への申請手続きの関係や技能実習生の待遇等の検討の関係から、計画認定書交付日の目途について示していただきたい。
- ④ 実習実施者の優良判定は技能実習計画の認定申請都度の審査ではなく、一定期間の有効期間を設定していただきたい。
- ⑤ 技能実習生の居住費については、自己所有物件の場合、建設・建築等に要した費用、物件の耐用年数等を勘案して算出した合理的な額でなければならないとされているが、この費用の積算にあたり、どのような費用であれば認められるのか等、計算に苦慮することが多いため、具体的な例を示していただきたい。
- ⑥ 技能実習計画の認定に際し、各地方事務所・支所により、申請書の書き方、添付書類等の指導・要求にばらつきがあるため、統一していただきたい。技能実習計画の作成にあたっては、監理団体は実習実施者に指導を行うこととされているが、実習実施者を管轄する各地方事務所・支所毎に指導内容を変えるのは困難であるという事情を考慮いただきたい。

### (2) 報告書・届出書等の提出等について

- ① 現状では、技能実習生の帰国が技能実習計画の満了日の一日前であっても、技能実習実施困難時の届出が必要とされているが、航空チケットの予約の都合上等、どうしても満了日前の帰国とならざるを得ないケースが発生する。届出が煩雑になるので、提出が必須となるケースを精査いただき、必須以外のものについては届出不要とする扱いについて検討いただきたい。
- ② 「事業報告書（別記様式23号）」の「14 監理費徴収実績」記載欄について、具体的な書き方の例示をしていただきたい。また、「監理費管理簿

(参考様式4-5号)」について、具体的な記載例を示していただきたい。

(3) 実地検査の結果公表に関して

法務省による不正行為の状況の公表、厚生労働省による実習実施機関に対する監督指導・送検等の状況の公表と同様、技能実習機構が実施した実習実施者への実地検査の結果について、指摘事項等を取りまとめて公表いただきたい。特に現時点では、技能実習法が施行されたばかりであり、実習実施者において、技能実習機構が実地検査の際にどのような点を指摘しているのかを知り、今後の事業の適正化の参考にしたいとの希望が強い。そのため、四半期毎等の短いスパンでの取りまとめ、公表をお願いしたい。

(4) 受検手続支援に関して

- ① 技能検定等（特に3級等の上位級）の受検日、会場等がなかなか決まらず困るケースがあるようであり、受検手続支援に関し、技能実習機構から試験実施機関へのスムーズな情報連絡をお願いしたい。
- ② 職種・作業によっては、実習実施者住所地の県職業能力開発協会では、技能検定を実施していないケースがある。このような場合には、他県での受検が可能になるように、技能実習機構において調整をしていただきたい。

3. 入国管理局関連

入国管理局に対しては、技能実習機構の技能実習計画の認定後、在留資格認定証明書や資格変更許可書の交付申請を行うこととなるが、技能実習計画の認定書を添付しているにも関わらず、審査に時間がかかるケースがあるようである。新制度では、審査期間は短縮されるとのことだったので、一層の円滑な審査をお願いしたい。

4. 警察関連

技能実習生が行方不明になった場合、行方不明者届を提出することとなるが、今後の失踪防止に役立たせるためにも、積極的な搜索をお願いしたい。

5. 技能検定等の受検体制関連

技能検定等の受検に際し、試験官がなかなか確保できない職種もあり（特に機械関係・プラスチック成形等）、監理団体・実習実施者が自ら探すには限界がある。試験官が見つからずに試験受検をあきらめた技能実習生もいるとの声も聞く。技能実習2号および3号修了時の技能検定等の実技試験の受検が必須

になったことに伴い、今後、ますます試験官の確保が困難になると思われる。  
試験官の確保に関し、行政として体制構築をお願いしたい。

以上



## 外国人技能実習制度および地域協議会に関する意見

2018年6月22日

日本労働組合総連合会

関東ブロック連絡会

代表 岡田



「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「外国人技能実習法」）が2017年11月1日より施行され、外国人技能実習制度の「適正な実施」と「実習生の保護」をはかる法的枠組みが整備された。

「外国人技能実習法」は第56条において、「地域協議会」の組織および、「地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う」ことを定めている。

連合は、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という外国人技能実習制度本旨に沿った運営が行われるよう、制度の適正な実施と技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見する。

1. 監理団体および実習実施者の作成する技能実習計画が、外国人技能実習制度の本旨に沿った内容であるか、受入体制が適正か否かを厳正に審査するべきである。
2. 2016年度に労働局および労働基準監督署が監督指導を実施した実習実施機関のうち、約7割に労働関係法令違反が認められている。技能実習生の権利を保護し、制度本旨に沿った運営がなされるよう、監理団体および実習実施者に対する実地検査を確実に実施するべきである。
3. 不適切な運営を行っている監理団体または実習実施者が判明した場合には、速やかに監督官庁である法務省および厚生労働省に報告するべきである。
4. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生の適切な保護をはかるため、母国語によるワンストップで受けられる相談・支援体制を構築するべきである。
5. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じるとともに、必要に応じたシェルターの確保、次の実習先への確実な転籍などの調整・支援を行うべきである。
6. 地域協議会開催にあたっては、地域の労働現場における課題や問題を的確に把握するためにも、地域の労使団体および技能実習生を支援する団体に意見陳述の機会を与えるべきである。

以上

## 外国人技能実習制度および地域協議会に関する意見

2018年6月22日

日本労働組合総連合会栃木県連合会

会長 加藤 剛

「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下、「外国人技能実習法」）が2017年11月1日より施行され、外国人技能実習制度の「適正な実施」と「実習生の保護」をはかる法的枠組みが整備された。

「外国人技能実習法」は第56条において、「地域協議会」の組織および、「地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う」ことを定めている。

連合は、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という外国人技能実習制度本旨に沿った運営が行われるよう、制度の適正な実施と技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見する。

1. 監理団体および実習実施者の作成する技能実習計画が、外国人技能実習制度の本旨に沿った内容であるか、受入体制が適正か否かを厳正に審査するべきである。
2. 2016年度に労働局および労働基準監督署が監督指導を実施した実習実施機関のうち、約7割に労働関係法令違反が認められている。技能実習生の権利を保護し、制度本旨に沿った運営がなされているか、監理団体および実習実施者に対し、雇用契約上の労働条件や、労働内容が実習項目の範囲であるかなど、実地検査を定期的にまた、確実に実施するべきである。
3. 不適切な運営を行っている監理団体または実習実施者が判明した場合には、速やかに監督官庁である法務省および厚生労働省に報告するべきである。
4. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生の適切な保護をはかるため、母国語によるワンストップで受けられる相談・支援体制を構築するべきである。
5. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じるとともに、必要に応じたシェルターの確保、次の実習先への確実な転籍などの調整・支援を行うべきである。

6. 地域協議会開催にあたっては、地域の労働現場における課題や問題を的確に把握するためにも、地域の労使団体および技能実習生を支援する団体に意見陳述の機会を与えるべきである。

以 上